

卒業に係る認定基準<令和4年4月以降入学者対象>

建築・生活デザイン学科

1 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書は、次の要件を満たすことにより発行可能となります。

① 2年次前学期

1年次終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目から6単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目から16単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計26単位以上を修得していること。

② 2年次後学期

2年次前学期終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年半以上の修業年数を有すること。
- (2) 全学共通教育科目の「自主創造の基礎」2単位を修得していること。
- (3) 総合教育科目のうち、言語教育部門からの2単位を合わせて8単位以上を修得していること。
- (4) 専門教育科目について、次の要件を満たしていること。
 - ア 「入門ゼミナール」1単位、「総合ゼミナール」1単位を修得していること。
 - イ 「建築・生活デザインの基礎」2単位及び分野別専門教育部門A・Bのいずれか1分野のうちから6単位以上を修得していること。
 - ウ ア及びイの修得単位を含めて、24単位以上を修得していること。
- (5) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計44単位以上を修得していること。

③ その他

①及び②の修得単位には、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）における修得単位を含むものとする。

2 卒業要件

次の各科目区分の履修要件を満たし、総計62単位以上を修得することにより卒業が可能となります。

① 全学共通教育科目

必修単位数2単位を修得しなければならない。

② 総合教育科目

- (1) 8単位以上を修得しなければならない。
- (2) 言語教育部門から3単位以上を修得しなければならない。

③ 専門教育科目

- (1) 必修単位数9単位を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。
ただし、許可を得てものづくり・サイエンス総合学科において履修した専門教育科目について修得した単位は、6単位を超えない範囲で、当該学生が在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。
- (2) A デザイン系分野、B エンジニアリング系分野のいずれか1分野のうちから10単位以上を修得し、共通専門教育部門（必修科目を除く）の修得単位を含め、14単位以上を修得しなければならない。

④ 補充教育科目

高等学校までに学ぶ数学の内容の修得が不十分だと感じている人、修得したはずだが内容を忘れて自信がない人等は、補充教育科目の履修を推奨します。ただし、補充教育科目は卒業に必要な総単位数62単位に算入することはできません。

ものづくり・サイエンス総合学科

1 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書は、次の要件を満たすことにより発行可能となります。

① 2年次前学期

1年次終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目から4単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目から16単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計26単位以上を修得していること。

② 2年次後学期

2年次前学期終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年半以上の修業年数を有すること。
- (2) 全学共通教育科目「自主創造の基礎」2単位を修得していること。
- (3) 総合教育科目から8単位以上を修得していること。
- (4) 専門教育科目について、次の要件を満たしていること。
 - ア 「入門ゼミナール」1単位及び「発展ゼミナール」1単位を修得していること。
 - イ 分野別専門教育部門A・B・C・D・E・F・Gのいずれか1分野のうちから6単位以上、共通基礎教育部門の修得単位を含め、12単位以上を修得していること。
 - ウ ア及びイの修得単位を含めて、24単位以上を修得していること。
- (5) (2)、(3)及び(4)の修得単位を含めて、合計44単位以上を修得していること。

③ その他

①及び②の修得単位には、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）における修得単位を含むものとする。

2 卒業要件

次の各科目区分の履修要件を満たし、総計62単位以上を修得することにより卒業が可能となります。

① 全学共通教育科目

必修単位数2単位を修得しなければならない。

② 総合教育科目

- (1) 8単位以上を修得しなければならない。
- (2) 言語教育部門から3単位以上を修得しなければならない。

③ 専門教育科目

- (1) 必修単位数6単位を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。
ただし、許可を得て建築・生活デザイン学科において履修した専門教育科目について修得した単位は、6単位を超えない範囲で、当該学生が在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。
- (2) 分野別専門教育部門（A 機械工学分野、B 電気電子工学分野、C 情報科学分野、D 応用化学分野、E 物理学分野、F 数学分野、G 総合科学分野）のいずれか1分野のうちから10単位以上、共通基礎教育部門の修得単位を含め、16単位以上を修得しなければならない。
ただし、E分野の応用物理学実験Ⅰ、応用物理学実験Ⅱの修得単位については、B分野及びC分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。
E分野の電磁気学Ⅰ、電磁気学Ⅱ、電磁気学演習Ⅰ、電磁気学演習Ⅱの修得単位については、B分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。
キャリア・職業教育部門の修得単位については、G分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。

④ 補充教育科目

高等学校までに学ぶ数学の内容の修得が不十分だと感じている人、修得したはずだが内容を忘れて自信がない人等は、補充教育科目の履修を推奨します。ただし、補充教育科目は卒業に必要な総単位数62単位に算入することはできません。